

船橋市地区連地域活動支援補助金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の目指すまちづくりの実現のため、広域で地域活動を行う地区連に対し、地区連交付金及び地区連地域活動支援補助金（以下「補助金等」という。）を交付することにより、地区連の活動を持続可能なものとし、もって住民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地区連」とは、船橋市自治会連合協議会が定める会則に規定する地区連絡協議会であって、市長が認める団体とする。

(交付の対象者)

第3条 補助金等の交付の対象とする者は、地区連とする。

(補助金等の種類)

第4条 補助金等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区連交付金
- (2) 地区連地域活動支援補助金

(交付の要件)

第5条 地区連交付金は、第1条の目的を達成するため市が依頼する情報の周知、各種委員の推薦又は市との連携等に関する協力に対して交付する。

2 地区連地域活動支援補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業（地区連が実施する事業に限る。）を対象として交付する。ただし、国又は地方公共団体（以下「国等」という。）から当該事業に係る補助金、交付金等の交付を受けている場合を除く。

- ア 広報活動に関する事業
- イ 防災活動に関する事業
- ウ 防犯活動に関する事業
- エ 美化活動に関する事業
- オ 交流活動に関する事業
- カ その他広域で行う地域活動に関する事業であって、市長が特に必要であると認めるもの

(補助金等の額)

第6条 補助金等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 地区連交付金 1地区連当たり120,000円

(2) 地区連地域活動支援補助金 別表に掲げるとおり

(交付の申請)

第7条 地区連交付金の交付を受けようとする者は、6月末日までに、船橋市地区連交付金交付申請書(第1号様式)に総会において承認された事業計画及び予算書等の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 地区連地域活動支援補助金(以下「補助金という。」)の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、船橋市地区連地域活動支援補助金交付申請書(第2号様式)に事業内容等が分かる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その決定の内容を船橋市地区連交付金交付可否決定通知書(第3号様式)により、申請をした者に通知する。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その決定の内容及びその条件を船橋市地区連地域活動支援補助金交付可否決定通知書(第4号様式)により、申請をした者(以下「補助決定者」という。)に通知する。

(実績報告等)

第9条 地区連交付金の交付を受けた者は、総会において承認された決算書及び事業報告書を市長に提出しなければならない。

2 補助決定者は、事業が完了したときは、速やかに船橋市地区連地域活動支援補助金実績報告書(第5号様式)に事業実績等が分かる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市地区連地域活動支援補助金確定通知書(第6号様式)により、補助決定者に通知する。

(交付の時期)

第11条 補助金は、交付の決定に係る事業が完了した後において、前条の規定により確定した額を交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該事業の完了前に交付することができる。

2 補助決定者は、前項ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、船橋市地区連地域活動支援補助金交付請求書（第7号様式）により、市長に請求しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第13条 補助決定者（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による免税事業者を除く。）は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額（補助金の交付の対象となる費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、同法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助金の交付の対象となる費用で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市地区連地域活動支援補助金消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、機具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40

年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。

(関係書類の整備)

第15条 補助決定者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後10年間整備しておかなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

区分	費用	補助率	補助限度額
ア 広報活動	地区連への加入促進や活動報告などの広報に係る活動に要した費用（広報活動費、印刷製本費及びホームページ作成費等）	3分の2	1地区連当たり 400,000円
イ 防災活動	地域の防災力向上や災害時の備えに係る活動に要した費用（防災訓練活動費、防災啓発活動費等）		
ウ 防犯活動	地域の防犯力向上や通学路の見守りに係る活動に要した費用（防犯パトロール活動費、通学路見守り活動費、防犯啓発活動費等）		
エ 美化活動	地域の美化や自然の保全等に係る活動に要した費用（道路、応援、街路樹、河川の除染や清掃活動費等）		
オ 交流活動	地域のつながり向上に係る活動に要した費用（祭り、盆踊り、餅つき大会、文化祭等のイベント開催費、周知啓発活動費、出演者への謝礼等）		
カ その他広域で行う地域活動	地域の実情に応じて行う広域的な活動であって、市長が認めるものに要した費用		

備考

- 1 補助金の額を算定する場合において、その額に1000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 神社祭礼及び祭事等の特定の宗教行事、営利を目的とした事業は、対象外とする。
- 3 次に掲げる費用は、対象外とする。
 - (1) 交際費、慶弔費、懇親費、金券、飲食費（アルコール類の飲み物を含む。）等
 - (2) 地区連の運営経費（事務費、人件費、謝礼、光熱水費、通信料、ガソリン代、交

通費、総会及び役員会等の会議費、土地建物の購入費及び賃借料、火災保険料、固定資産税等)

- (3) 来賓等への接待費（交通費、土産代等）
- (4) 寄附金、募金、協賛金
- (5) 他団体に支払う会費、補助金、支援金、交通費、祝金等
- (6) 積立金、繰越金、予備費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の直接的な経費と認められないもの

第1号様式

船橋市地区連交付金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団体の名称

事務所の所在地

申請者 代表者の職・氏名

代表者の住所

連絡先

地区連交付金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額

添付書類

総会において承認された事業計画及び予算書

第2号様式

船橋市地区連地域活動支援補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団体の名称

事務所の所在地

申請者 代表者の職・氏名

代表者の住所

連絡先

地区連地域活動支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請
します。

記

- 1 事業名称
- 2 事業実施期間
- 3 事業予算額
- 4 補助金交付申請額

添付書類

事業内容等が分かる関係書類

第3号様式

第 号
年 月 日

船橋市地区連交付金交付決定通知書

様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった地区連交付金の交付について下記のとおり
決定したので、通知します。

記

1 交付する。

交付金の名称

交付決定額

2 交付しない。

理由

第4号様式

第 号
年 月 日

船橋市地区連地域活動支援補助金交付決定通知書

様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった地区連地域活動支援補助金の交付について
下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 交付する。

事業の名称

補助金交付決定額

交付条件

- (1) 補助事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合
においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

2 交付しない。

理由

第5号様式

船橋市地区連地域活動支援補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

団体の名称

事務所の所在地

補助決定者 代表者の職・氏名

代表者の住所

補助金の交付が決定した事業の実施状況を下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名称
- 2 事業実施期間
- 3 事業確定額

添付書類

事業実績等が分かる書類

第6号様式

第 号
年 月 日

船橋市地区連地域活動支援補助金確定通知書

様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のあった補助金の交付について、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

補助金交付確定額

第7号様式

船橋市地区連地域活動支援補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

団体の名称

事務所の所在地

補助決定者 代表者の職・氏名

代表者の住所

補助金の交付について、下記のとおり請求します。

記

- 1 事業名称
- 2 補助金交付請求額

第8号様式

船橋市地区連地域活動支援補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

団体の名称

事務所の所在地

申請者 代表者の職・氏名

代表者の住所

連絡先

年 月 日付け第 号で交付決定のあった地区連地域活動支援補助金について、下記のとおり報告します。

記

交付額

確定申告により確定した地区連地域活動支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額